

第 64 号 議 案

令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,529,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,031,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年（2021年）8月26日提出

東京都町田市市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		千円 1,729,000	千円 810,559	千円 2,539,559
	1. 地方交付税	1,729,000	810,559	2,539,559
15. 国庫支出金		37,345,246	54,148	37,399,394
	1. 国庫負担金	27,226,846	194,612	27,421,458
	2. 国庫補助金	10,016,867	△ 140,464	9,876,403
16. 都支出金		24,245,836	△ 678,051	23,567,785
	1. 都負担金	10,258,253	89,298	10,347,551
	2. 都補助金	12,794,813	△ 767,349	12,027,464
19. 繰入金		4,861,486	1,079,384	5,940,870
	1. 特別会計繰入金	3	1,080,373	1,080,376
	2. 基金繰入金	4,861,483	△ 989	4,860,494
20. 繰越金		1,000,000	3,165,227	4,165,227
	1. 繰越金	1,000,000	3,165,227	4,165,227
21. 諸収入		1,792,131	1,040,705	2,832,836
	6. 雑入	1,140,124	1,040,705	2,180,829
22. 市債		21,519,000	58,000	21,577,000
	1. 市債	21,519,000	58,000	21,577,000
歳入	合計	175,501,184	5,529,972	181,031,156

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1. 議会費		664,786	△ 22,200	642,586
	1. 議会費	664,786	△ 22,200	642,586
2. 総務費		16,927,546	4,168,082	21,095,628
	1. 総務管理費	13,981,695	4,166,177	18,147,872
	3. 戸籍住民基本台帳費	581,499	1,905	583,404
3. 民生費		82,954,636	973,462	83,928,098
	1. 社会福祉費	34,120,558	376,414	34,496,972
	2. 児童福祉費	34,583,265	444,932	35,028,197
	3. 生活保護費	14,214,605	152,116	14,366,721
4. 衛生費		28,576,216	292,314	28,868,530
	1. 保健衛生費	5,459,582	293,550	5,753,132
	3. 清掃費	22,054,634	△ 1,236	22,053,398
6. 農林費		357,394	△ 69	357,325
	1. 農業費	357,394	△ 69	357,325
7. 商工費		2,033,450	△ 612	2,032,838
	1. 商工費	2,033,450	△ 612	2,032,838
8. 土木費		10,737,821	58,309	10,796,130
	1. 土木管理費	302,616	△ 55	302,561
	3. 都市計画費	6,362,106	58,364	6,420,470
10. 教育費		17,486,476	60,686	17,547,162
	1. 小中学校費	12,816,091	121,199	12,937,290
	2. 社会教育費	2,561,520	△ 1,332	2,560,188
	3. 保健体育費	2,108,865	△ 59,181	2,049,684
歳 出	合 計	175,501,184	5,529,972	181,031,156

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
熱回収施設等整備運営事業その4	令和3年度から 令和22年度まで	千円 728,095

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小学校施設解体事業	千円 18,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借入れる 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの時から据置 を含み25年以内に 償還する。ただし、 財政その他の都合 により据置期間と いえども繰上償還 をなし、又は償還 年限を短縮し、も しくは低利債に借換 することができる。

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学童保育クラブ整備事業	千円 16,000	-	% -	-	千円 15,000	-	% -	-
小中学校施設改築事業	184,000	-	-	-	194,000	-	-	-
小中学校施設改修事業	239,000	-	-	-	270,000	-	-	-